岡山県地域医療介護総合確保基金事業実施要綱（医療分）

（通則）

第１条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第４条に基づく岡山県計画に掲載された事業のうち、補助金を交付する事業（事業のうち一部を補助する場合を含む。）の実施については、この要綱に定めるところによるものとする。

（事業内容）

第２条　この要綱に基づく事業は、次の事業とし、その内容は別記のとおりとする。

１　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備等に関する事業

（１）病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業　（別記１）
（２）医療介護連携体制整備事業　（別記２）
（３）助産所等施設設備整備事業　（別記３）

２　居宅等における医療の提供に関する事業

（１）かかりつけ医認定事業　（別記４）
（２）訪問看護総合支援センター事業　（別記５）
（３）備蓄医薬品の情報共有と地域（薬局）フォーミュラリの策定　（別記６）
（４）訪問薬剤指導推進事業　（別記７）

３　医療従事者の確保に関する事業

（１）救急勤務医支援事業　（別記８）
（２）産科医等育成・確保支援事業　（別記９）
（３）新人看護職員研修事業　（別記 10）
（４）看護師等養成所運営事業　（別記 11）
（５）院内保育運営事業　（別記 12）
（６）小児救急医療拠点病院運営事業　（別記 13）
（７）小児救急医療支援事業　（別記 14）
（８）岡山県内の病院施設等で勤務する看護補助者の育成事業　（別記 15）
（９）看護職員の資質向上支援事業　（別記 16）
（10）高齢者施設の看護職のための感染症対策リーダー育成事業　（別記 17）
（11）医療 DX 推進のための PHR 普及・利活用モデル実証事業　（別記 18）
（12）高齢者施設における急変時等相談対応窓口事業　（別記 19）
（13）特定地域看護職員確保支援事業　（別記 20）
（14）歯科衛生士の早期離職防止事業　（別記 21）

（県の補助）

第３条　県は、予算の範囲内で、前条の事業に要する経費について、別に定める基準（岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱等）により補助するものとする。

（雑則）

第４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成 27 年２月 23 日から施行し、平成 26 年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成 27 年９月 30 日から施行し、平成 27 年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成 27 年 11 月 17 日から施行し、平成 27 年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成 28 年４月１日から施行し、平成 28 年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成 28 年９月 27 日から施行し、平成 28 年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成 29 年９月 20 日から施行し、平成 29 年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成 30 年 11 月６日から施行し、平成 30 年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成 31 年２月７日から施行し、平成 30 年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和元年 11 月 29 日から施行し、令和元年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年 11 月 25 日から施行し、令和２年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年９月 21 日から施行し、令和３年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年 10 月 13 日から施行し、令和４年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年 10 月 13 日から施行し、令和５年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年９月 14 日から施行し、令和６年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年９月 29 日から施行し、令和７年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度分の事業から適用する。

（別記 12）

院内保育運営事業

１　目的

この事業は、病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的とする。

２　補助対象事業

補助対象事業は、４に掲げる法人等が１に掲げる目的をもって職員の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「院内保育運営事業」という。）とする。ただし、他機関による同種の助成金の支給を受けた場合（受給予定のある場合も含む。）は、補助対象外とする。

３　補助対象施設

補助対象施設は、医療法第７条の規定により許可を受けた病院及び診療所、又は、同法第８条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が運営をする院内保育施設（近辺の他の病院又は診療所等の医療従事者が共同利用することを目的として一医療施設が設置した院内保育施設を含む。）であって、６の（１）に掲げる院内保育施設の種別に該当し、原則として 12 か月間運営し、かつ保育料として１人当たり平均月額 10,000 円以上を徴収している施設とする。ただし、６の（１）に掲げる院内保育施設の種別のうち、Ｃ－１型にあっては、運営期間が 12 か月間に満たない場合も対象とし、また、老人保健施設又は訪問看護ステーションに従事する職員のために保育施設を運営する場合も対象とする。

なお、病院又は診療所の開設者以外の者が、院内保育施設の運営を行う場合は対象としないが、病院又は診療所の開設者と関連する非営利の主体が、院内保育施設を運営し、病院又は診療所（Ｃ－１型にあっては、老人保健施設又は訪問看護ステーションを含む。）に従事する職員の児童以外の保育を行わない場合は、対象とする。

運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね 15 日以上である場合には、１か月として算定して差し支えないものとする。

また、保育料は、保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む。）とする。

４　実施主体

この事業の実施主体は、次のとおりとする。

（１）国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会（ただし、国民健康保険団体

連合会については、交付要綱別表第５欄における別紙４の基準額における加算額のうち、病児等保育及び延長保育のみを補助の対象とする。）

（２）日本赤十字社（ただし、岡山県地域医療介護総合確保基金（医療）交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表第５欄における別紙４の基準額における加算額のうち、病児等保育及び延長保育のみを補助の対象とする。）

（３）国家公務員共済組合及びその連合会

（４）地方公務員等共済組合

（５）私立学校教職員共済組合

（６）農林漁業団体職員共済組合

（７）健康保険組合及びその連合

（８）社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会は、交付要綱別表第５欄における別紙４の基準額における加算額のうち、病児等保育及び延長保育のみを補助の対象とする。）及び一般社団法人又は一般財団法人等

（９）学校法人

(10) 医療法人

(11) 病院、診療所を開設する医師

(12) 独立行政法人

(13) 市町村（一部事務組合を含む。ただし、交付要綱別表第５欄における別紙４の基準額における加算額のうち、病児等保育及び延長保育のみを補助の対象とする。）

(14) 地方独立行政法人（ただし、交付要綱別表第５欄における別紙４の基準額における加算額のうち、病児等保育及び延長保育のみを補助の対象とする。）

(15) 国立大学法人

(16) 医療生活協同組合

(17) （１）から（16）の実施主体が開設する病院及び診療所と関連する非営利の主体

５　実施主体の義務

実施主体は、施設、設備及び運営について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）を尊重するものとする。

６　院内保育施設の種別

（１）院内保育施設の種別は、表１のとおりとする。種別を決定するに当たっては、各基準項目を全て満たしていなければならない。

なお、保育児童数の算定に関しては、３の補助対象施設に従事する職員（当該補助対象施設に勤務する職員であって、人事異動等により他の施設の勤務となった職員も含む。）の児童であって、年間の平均保育児童数が各種別の基準

値以上であれば、各月において基準値未満（６か月以上に達する場合は除く。）であっても各種別に該当するものとする。

表１　院内保育施設の種別

基準項目 / 種別	保育児童数	保育士等数	保育時間
Ａ型特例	４人未満	２人以上	８時間以上
Ａ型	４人以上	２人以上	８時間以上
Ｂ型	10 人以上	４人以上	10 時間以上
Ｂ型特例	30 人以上	10 人以上	10 時間以上
Ｃ－１型	２人以上	１人以上	８時間以上
Ｃ－２型	４人以上	２人以上	８時間以上
Ｃ－３型	10 人以上	４人以上	10 時間以上

（注１）実施主体が４の（12）から（15）及び（17）の場合は、Ｃ－１型、Ｃ－２型及びＣ－３型に限定する。

（注２）実施主体が４の（１）から（11）及び（16）の場合は、Ｃ－２型及びＣ－３型は適用しない。

（２）24 時間保育は、終日いずれの時間帯においても、２に掲げる保育サービスを提供するものとする。

（３）延長保育は、（１）の各種別ごとに必要な保育時間に加えて、１時間以上２に掲げる保育サービスを提供するものとする。ただし、（２）又は（４）と重複する場合を除く。

（４）休日保育は、以下に掲げる日において、２に掲げる保育サービスを提供するものとする。ただし、以下に掲げる日であっても、診療日として表示する日を除く。

①　日曜日

②　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年７月 20 日法律第 178 号）第３条に規定する休日

③　12 月 29 日から翌年１月３日（前号に掲げる日を除く。）

７　病児等保育

（１）対象児童

①　医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある、集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など、社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

②　保育所に通所している児童ではないが、①と同様の状況にある児童。（小学

校低学年児童等を含む。）

（２）対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等の乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として７日まで連続して保育できるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、７日を超えて保育できるものとする。

（３）施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。

また、安静室は、病児等が２人以上横臥でき、１人当たりの面積が原則として、1.65 ㎡以上であること。

（４）職員配置等

① 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を１名以上配置すること。なお、病児等の児童数が２名を超える場合には、病児等２名に対し看護職員１名の配置を基本とすること。

② 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

③ 児童の健康状態を的確に把握し、病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

④ 他の児童への感染の防止に配慮すること。

（５）利用事務手続等

① 利用事務手続については、実施施設ごとに定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

② 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続は、事後であっても差し支えないものとする。

（６）保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、１日当たり 3,200 円以内で、保護者より徴収すること。（ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。）

（７）その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うこと。

（８）緊急一時保育

① 対象児童

24 時間保育を実施していない院内保育施設を設置している医療機関の医療従事者の乳児又は幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童。（小学校低学年を含む。）

② 対象となるサービス

院内保育施設が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と緊急一時保育に関する契約をしており、かつ保育サービスを提供する事業者への支払を当該院内保育施設の会計で行い、①の児童を保育したことにより、院内保育施設がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

③ 緊急一時保育の対象となる保育サービスを提供する事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所、都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については、対象としない。

（9）児童保育

① 対象児童

院内保育施設を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童。（以下、「放課後児童」という。）

② 施設

児童保育を行うために、間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保すること。

③ 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。）を１名以上配置すること。